

第3 平成27年度行財政局運営の総括表

基本方針・重点方針	平成27年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
積極果敢な行財政改革の推進	1 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の推進	京プラン実施計画の改革編に掲げた取組の着実な推進		<p>○改革編に掲げた具体的取組(136項目)の進捗状況(平成28年3月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実施済み又は実施中」…130 ・「一部を除き〔実施済み又は実施中〕」…4 ・「実施準備段階」…1 ・「企画構想段階」…1 		経営改革課
	2 財政健全化の推進	京プラン実施計画の財政運営の目標に基づく予算編成等		<p>(27年度決算)</p> <p>○財政健全化の取組を着実に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質収支の黒字を維持・拡大(全会計355億円, 一般会計19億円) ・市税, 介護保険料, 保育所保育料, 市営住宅家賃の徴収率は過去最高を達成 ・国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く実質市債残高を着実に縮減(対前年度比 全会計△359億円, 一般会計△132億円)(28年度予算編成) ・引き続き社会福祉関連経費の増や, 必要不可欠な防災・老朽化対策などにより財政需要が拡大する中において, 職員123人(一般会計)の削減(10億円)や, 事業見直しによる財源確保(41億円), 資産有効活用等による財源確保(30億円)など全庁を挙げた歳出構造改革を徹底し, 「特別の財源対策」は実施計画に定めた目標の「概ね100億円」を下回る93億円に抑制 		財政課
	3 学校跡地をはじめとした保有資産のより一層の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等提案制度(資産有効活用・ネーミングライツ・広告)の活用による市有地等の有効活用の促進 ・庁内外の資産情報の集約・共有・マッチングを図る資産活用ネットワーク等を活用した有効活用に向けた関係局区への積極的な働きかけ及び支援の実施 ・学校跡地の活用等を通じた本市施策のより一層の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・京プラン ・京プラン実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・「資産有効活用市民等提案制度」に基づく提案を受け, 旧京都市電の事務所であった「河原町七条用地」を売却, また「旧右京区役所跡地」を定期借地契約により貸付し, 特別養護老人ホーム等として活用予定 ・「ネーミングライツ市民等提案制度」に基づく提案を受け, 京都動物愛護センタードッグランにおいてネーミングライツを実施 ・「広告事業市民等提案制度」による初の提案として, JR桂川駅自由通路に壁看板及び吊り看板などの広告を掲出する契約を締結 ・土地等の情報を一元的に集約する資産活用ネットワークの運用, 庁内イントラネットの活用等によって土地需給情報の集約・共有・マッチングを推進 ・学校跡地活用に係る「事業者登録制度」を創設。民間等事業者の活用ニーズを集約するとともに, 登録内容を早期に地元へ情報提供し, 活用に向けた協議を行い, 事業者のプランに反映していく仕組みを導入 ・元清水小学校跡地について, 「ホテル又はプライダルを主たる計画とする事業」として提案を募集。10社からの提案があり, 契約候補事業者の選定のため選定委員会にて審議を実施 		資産活用推進室
	4 効果的かつ効率的な債権回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施 ・弁護士や認定司法書士等を活用した債権回収の更なる推進 ・「債権管理条例(仮称)」の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理対策本部を設置し, 適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な取組を推進 ・債権回収ノウハウ向上のための弁護士等を活用した研修の実施(研修受講者数535人(延べ人数)) ・弁護士等による債権回収に係る法律相談業務の実施(相談実績:3件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収困難案件に係る弁護士への債権回収業務委託の拡充 ・債権管理対策本部幹事会において, 債権管理条例(仮称)制定に向けた協議を実施(協議回数:2回) 		
	5 公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅, 学校施設を除く市民利用施設や庁舎等を対象とした, 施設の計画的な保全・長寿命化及び再整備等に係る実施計画づくりに着手 ・「公共施設マネジメント支援システム(仮称)」の開発など推進体制構築に向けた取組の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅, 学校施設を除く市民利用施設や庁舎等を対象とした「庁舎施設マネジメント計画(仮称)」の骨子(案)を作成 ・施設関連情報のデータベース化を進め, 計画保全等の円滑な執行を支援するため, 「公共施設マネジメント支援システム」を構築 		

基本方針・重点方針	平成27年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
積極果敢な行政改革の推進	6 外郭団体改革の推進	・外郭団体のあり方の抜本的な見直し ・経営のさらなる自律化の推進		<ul style="list-style-type: none"> 「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の検討 平成28年5月時点での状況 自律化 : 13団体 存続 : 15団体 解散 : 2団体 引き続き検討: 1団体 外郭団体数 29団体(平成27年度末時点) 補助金の削減 △79百万円(平成27年度当初予算比) 派遣職員の削減 △12人(平成27年度当初比) 		経営改革課
	7 土地開発公社の解散に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公社の業務の限定 保有地の解消 公社の資金調達における金利負担の圧縮 公社の管理経費の極小化 解散に向けた進捗よく状況の報告 解散までの期間の厳守 		<ul style="list-style-type: none"> 公共用地の先行取得は行わず、計画を約0.8億円上回る約13.3億円の公社保有地の売却を実施 保有地の売却に伴う借入金金の減少により、金利負担を圧縮 役員体制の見直しや本市職員の派遣廃止等の取組を継続し、管理経費を極小化 解散までの期間を厳守する目的から、公社保有地の縮減等に係る進捗よく状況等の市会報告(27年5月)及び市ホームページでの公開(随時) 		資産活用推進室
	8 市税軽減措置の見直し	個人市民税の軽減措置や個々の固定資産税の減免措置などについて、更なる見直しを検討	<ul style="list-style-type: none"> 京プラン 京プラン実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の軽減措置について、以下の見直し等を実施 基準の明確化(平成27年11月実施) 個別通達において実施していた固定資産税の課税免除措置を規則化(平成27年12月実施) 固定資産税の減免措置を受けていた家屋等の減免措置を廃止(平成27年6月、12月実施) 		
	9 課税自主権の活用	「森林環境税」の導入の検討など課税自主権の活用に関する取組の推進		<ul style="list-style-type: none"> ○新税導入や超過課税の活用等の検討等を以下のとおり実施 「森林環境税」の導入に関する検討を府市協調で進めた結果、府税(豊かな森を育てる府民税)として平成28年度から導入 法人市民税(法人税割)の超過課税を平成28年4月から5年延長する条例改正を実施(平成27年11月実施) 		税制課
	10 税務事務の効率的な執行体制の確立	税務職員の人材育成と専門性の維持・向上を組織的かつ継続的に図れる体制を構築するとともに、京プラン実施計画に基づき、税務事務の集約化等、更なる効率的な執行体制の確立に向けた取組を推進		<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年11月の市税事務所の開設、個人市民税(普通徴収)の課税業務の集約に引き続き、平成27年4月にはさらに以下の取組みを実施 各区役所・支所に、納税相談等の業務を行う「税務センター」を開設 税務部法人税務課・納税推進課を市税事務所の組織に変更 市税事務所に、固定資産税(土地・家屋)の課税業務を集約 		
	11 新たな部門別定員管理計画の策定	現行の部門別定員管理計画の終了(平成27年度)に伴い、実施計画後期における新たな部門別定員管理計画を策定		<ul style="list-style-type: none"> 「京プラン実施計画 第2ステージ」における、新たな部門別定員管理計画(取組期間 平成28年度～平成32年度)を策定 一般会計等で800人以上の職員数削減を目標に掲げており、取組初年度の平成28年度当初に122人を削減 		
	12 組織改革の推進	限られた行政資源を最大限に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を進めることにより、多様な市民ニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供できる体制を構築	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁移転のあらゆる効果を最大限発揮できるよう、「京都創生担当局長」を設置するとともに、専任の体制として「文化庁移転推進室」を設置 京都の文化力、都市格を高め、世界に発信していくため、「文化事業担当局長」を設置するとともに、文化芸術都市推進室文化芸術企画課に「事業推進担当課長」、「東アジア文化都市担当課長」及び担当係長を設置 貧困家庭の子どもや青少年に関する問題への対策を行うため、子育て支援部に「貧困家庭の子ども対策担当部長」を、同部児童家庭課に「貧困家庭の子ども対策係長」を設置するとともに「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置 		人事課
13 公契約基本条例の制定に向けた取組及び入札・契約制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事・サービスでの市内中小企業の受注機会の拡大や、適正な労働条件の確保に加えて、「環境保全」など多様な社会的価値の実現を総合的に目指す、公契約に関する基本条例を制定 企業の経営環境、労働条件の悪化や京都経済に影響を及ぼすダンピング防止のため、入札・契約制度の改革を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京プラン 京プラン実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> 公契約基本条例に関する検討結果を公表するとともに、条例案の概要に関する市民意見募集を実施 平成27年9月市会に条例案を提出し、全会一致で可決のうえ制定(同年11月に公布) 工事の最低制限価格の全面事後公表化等の入札・契約制度の改革を実施 		契約課	

基本方針・重点方針	平成27年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
職員力・組織力の更なる向上	14 京都市職員力・組織力向上プランの推進	「京都市職員力・組織力向上プラン」に掲げた取組を実施スケジュールに基づき、着実に実施	京都市職員力・組織力向上プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・プランに掲げる全48項目全てに着手 ・キャリアプランについて主体的に考えることができるよう、人事異動希望申告様式を見直し ・「真のワーク・ライフ・バランス」に資する活動の表彰制度を創設 ・「女性活躍推進法」に基づき、「仕事と子育ていきいき活躍プラン」を改定し、数値目標を設定 ・第1次試験から受験者全員と個別面接を実施する人物重視の採用試験「京都方式」を創設（政令指定都市初） 		
	15 仕事と子育ていきいき活躍プランの推進	「仕事と子育ていきいき活躍プラン」に掲げた取組を実施スケジュールに基づき、着実に実施	仕事と子育ていきいき活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・「真のワーク・ライフ・バランス」に資する活動の表彰制度を創設 ・仕事と子育てパートナーシップ研修・イクボス研修の実施 ・先輩職員に子育てとキャリアの両立に関する相談を行うランチミーティングの実施 ・育児シート（仕事と子育て両立支援シート）の導入 		
	16 全庁“きょうかん”実践運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハートミーティング」の定期的な開催等による、職員の組織との一体感の醸成 ・「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施等による、職員相互の連帯感の強化 ・「市民対応アドバイザー」の指導・助言等による、市民対応や窓口サービスの一層の向上 等 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハートミーティング」の実施（5回） ・全職場での「きょうかんプロジェクト」の実施（445件） ・市民対応の向上に向けて、「市民対応アドバイザー」による区役所・支所の新規採用職員等を対象とした応対講座（114人）、普段の応対を振り返りながら実践するためのチェックリストの作成、市民対応向上を目指す職員グループ（14グループ）の支援 ・「職場探見チーム」を実施（25職場） 		人材育成推進室
	17 職員研修の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督職員のマネジメント能力の一層の向上のための研修の充実 ・職員のキャリア・スキルアップに資する研修の充実 ・研修の実効性を高める取組の推進 ・コンプライアンスの徹底のための研修の実施 	京都市職員研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・昇任者への研修でマネジメント研修を実施（27年度受講者数：新任部長32人，新任課長100人，新任係長189人） ・職員のキャリアを支援するため、初めての異動者向けの「キャリア開発研修」を実施（27年度受講者数：125人） ・「基本事務研修」を「スキルアップ研修」とし、若手職員の継続的なスキルアップのため、希望制から指名制（採用3年目から5年目の職員を対象とした選択制）に変更（27年度受講者数：756人） ・全ての階層別の新任研修において、コンプライアンスの科目を設定 ・「京都市職員力・組織力向上プラン」を踏まえ、「平成28年度京都市職員研修実施計画」を策定 		
	18 コンプライアンスの推進	各職場における服務管理及び業務の運用状況の再点検を実施し、また、研修や職場ミーティング等あらゆる機会を捉え、全ての職員に対し、法令を確実に遵守することはもとより、職員としての高い規範意識を常に持ち、創造的・主体的に職務に当たることを徹底するとともに、職場の日々のコミュニケーションをより活性化させ、職員相互に倫理観を高め合う、風通しの良い職場風土を構築	京都市職員コンプライアンス推進指針	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間（8月3日～9月30日）の取組として、チェックシートに基づく所属長による職場管理に関する点検及び各職員による日常業務に関する点検、職場ミーティング、コンプライアンスに関する集合研修等を実施 ・適正な服務の確保及び事務処理誤りの防止に向けた監察を逐次実施（延べ92箇所） ・外郭団体等に対して、コンプライアンスの徹底を図るため、「外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議」を開催（平成27年12月18日）するとともに、全団体に対し、監察体制の整備やコンプライアンス推進に係る指針の策定等を指導し、整備、策定済み 		コンプライアンス推進室
	19 時間外勤務の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・年間720時間を超える時間外勤務を行う職員の解消 ・市全体の時間外勤務時間数の縮減（前年度比） 	京プラン実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙及び国勢調査関係業務や国による制度改正への対応等により時間外勤務時間数は微増となったが、年間720時間を超える時間外勤務を行う職員数は減少し、平成27年度の状況は以下のとおりとなった。 ・市全体の時間外勤務時間数 1.1%増加（平成26年度比） ・年間720時間を超える時間外勤務を行った職員数 20人減少（26年度：45人→27年度：25人） 		給与課

基本方針・重点方針	平成27年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
防災危機管理対策の充実	20 地域防災計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システム・防災行政無線整備に向けた基本調査の実施 ・ 土砂災害ハザードマップづくり ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成 ・ 観光客等帰宅困難者対策訓練の実施 ・ 原子力防災訓練の実施 	京都市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度に新たに運用を開始する危機管理センター（仮称）の新設に向けて、各システムの中心となる防災情報システムの刷新を進めることにしており、27年度は、防災情報システム・防災行政無線整備に向けた電波伝搬等調査を実施 ・ 土砂災害警戒区域等を含む市内78学区のうち、27年度に配布予定の全39学区についてハザードマップを作成、配布完了 ・ 水害と土砂災害の恐れがある場合の避難勧告等の発令の具体的な判断基準や避難行動の在り方を市民と共有することにより、早期かつ円滑な避難を実現し、市民の生命・身体を保護するための「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）」を作成 ・ 観光客等帰宅困難者を二次災害から守るため、嵯峨・嵐山地域において、緊急避難広場開設訓練、緊急避難広場への避難誘導訓練、公共交通機関の運行情報等の提供・伝達訓練、備蓄物資の配布訓練等を実施 ・ 京都市総合防災訓練において、山科駅周辺地域で観光客等帰宅困難者避難誘導訓練等を実施 ・ 京都駅において、同駅に発着する全ての鉄道事業者（JR東海、JR西日本、近畿日本鉄道、京都市交通局）及びJR西日本京都駅グループ等が参加する避難誘導合同訓練を実施 ・ 福井県に立地する関西電力大飯発電所の原子力施設における災害に備え、右京区京北上弓削町上川行政区において、地域住民を中心に作成された避難マニュアルを活用した原子力防災訓練を実施 		防災危機管理室
	21 大規模災害用備蓄物資等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用備蓄物資の充実と分散備蓄の推進 ・ 避難所運営資機材の整備 	京都市備蓄計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度からの5箇年で、避難所への避難者（約30万人）だけでなく、在宅避難者（約6万人）及び帰宅困難者（約12万人）についても3食分を備蓄すること等を定めている「京都市備蓄計画（平成26年3月策定）」に基づき、アルファ化米（約16万3千食）、飲料水（14万7千本）等の備蓄を実施 ・ 備蓄の実施に当たっては、同計画において、より迅速に必要な箇所に物資を供給することを目的に定めた備蓄方法の基本方針である分散備蓄方式に基づき実施 ・ 新たに指定された避難所については、避難所運営資機材（非常用発電機、可搬式照明器具、屋内用間仕切りテント等）を配備 		

基本方針・重点方針	平成27年度重点取組					
	取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
重点 その 他 取組	22 地籍調査事業の推進	上京区出水学区をモデル地区として、平成23年度から実施している地籍調査事業について、引き続き民有地などの一筆ごとの土地の境界確認等を行う一筆地調査を実施	—	【一筆地調査の実施】 ・上京区出水学区 (0.48k㎡) をモデル地区として平成23年度から地籍調査事業に着手 ・丸太町通以南の区域 (0.16k㎡) 及び丸太町通以北の区域 (0.32k㎡) のうち0.13k㎡について一筆地測量を実施するとともに、丸太町通以北の区域の新たな箇所 (0.04k㎡) での一筆地調査の実施に向け、地元説明会を実施 (実施回数：3回)		資産活用推進室
	23 納税環境の整備	現在、軽自動車税のみ取り扱っているコンビニエンスストアでの納税を、個人市民税 (普通徴収)、固定資産税 (土地・家屋、償却資産) 及び都市計画税にも拡大	—	・平成27年度にシステム改修を実施し、28年度から、コンビニエンスストアでの納税を、個人市民税 (普通徴収)、固定資産税 (土地・家屋、償却資産) 及び都市計画税に拡大 ・同時に、コンビニエンスストアで利用可能な税目と同税目においてクレジットカードを利用した納税も導入		収納対策課
	24 京都市立芸術大学の移転整備の推進及び西京区・洛西地域の活性化の取組の推進	・「京都市立芸術大学移転整備基本計画」の策定 ・西京区・洛西地域の新たな活性化の取組の推進 ・「移転整備プレ事業」の実施	・京プラン ・京プラン実施計画	○西京区・洛西地域の新たな活性化の取組の推進 ・「西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会」の開催 (9月、1月、3月) ・「西京区・洛西地域の新たな活性化に向けた意見交換会」の開催 (11月) ○「移転整備プレ事業」の実施 ・元崇仁小学校及び周辺地域において、京都国際現代芸術祭特別連携プログラム「still moving」を継続開催 (4月、5月) ・元崇仁小学校において京都芸大の授業 (4月～)、「親子ふれあいアート教室」 (1月)「OpenDiagram」展 (2月) 等を開催		総務課
	25 市庁舎整備の推進	「市庁舎整備基本計画」に基づき、全庁舎の実施設計等を行うなど、具体的な事業を推進		・新庁舎整備に係る基本設計を、平成26年度から引き続き実施し、7月に公表 ・分庁舎建設予定地の解体撤去工事を行うとともに、埋蔵文化財調査に着手		庁舎管理課
	26 社会保障・税番号制度の円滑導入と活用の推進	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づくマイナンバー制度について、国と連携するとともに、庁内関係部局と調整を行うことにより、本制度の円滑導入と有効活用を推進	—	・「マイナンバー活用推進プロジェクトチーム」等における検討を踏まえ、所管課において、世帯ごとにマイナンバーの通知を行うとともに、個人番号カードの交付及び社会保障や税の事務に係るマイナンバーの利用を開始 ・マイナンバー制度の円滑な導入・運用に向け、市民しんぶん特集号 (2回) の発行や窓口用案内ビラの配布、関係団体・機関等と連携した説明会の開催など、積極的に広報を行うとともに、マイナンバーを取り扱う所管課の所属長及び全職員に対する研修を実施		番号制度企画調整室